

# 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度【資金繰り等編】早見表〔福島県 5/20時点〕

COVID-19 Task Force

詳しくは、「[新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（福島県新型コロナウイルス感染症対策本部）](#)」をご覧ください、相談窓口にお問い合わせくださるようお願いします。

	対象業種（早見表用）									注意点	前年度同月比の売上条件	支援メニュー	概要	追加要件を満たした場合 実質無利子・保証料ゼロの対象	相談窓口
	農林漁業	製造	旅館	飲食	喫茶	理美容	興業場	クリーニング	その他サービス						
融資・資金繰り		○	○	○	○	○	○	○	○	国民生活事業：小規模事業者、中小企業事業：中小企業	-	<a href="#">セーフティネット貸付</a>	中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 設備15年（据置3年以内）、運転8年（据置3年以内）		日本政策金融公庫 福島支店 電話024-522-9241
	○										一時的に悪化	<a href="#">農林漁業セーフティネット貸付</a>	（一般）1,200万円（特認）年間経営費等の12/12以内 10年以内（据置3年以内）	利子補給対象上限：無	日本政策金融公庫 福島支店（農林水産事業） 電話024-521-3328
		○	○	○	○	○	○	○	○	指定1,145業種		<a href="#">セーフティネット5号（経営の安定化）</a>	借入債務の80%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） 要件を満たせば <b>保証料・金利ゼロ</b> の対象		お近くの金融機関 福島県信用保証協会
		○	○	○	○	○	○	○	○	中小企業専門		<a href="#">商工中金による「危機対応融資」</a>	3億円（別枠） 設備20年（据置5年以内）、運転15年（据置5年以内）	利子補給対象上限 1億円	商工組合中央金庫 電話024-526-1201
		○	○	○	○	○	○	○	○	国民生活事業：小規模事業者、中小企業事業：中小企業	5%以上減少	<a href="#">新型コロナウイルス感染症特別貸付</a>	中小事業3億円（別枠）、国民事業6,000万円（別枠） 設備20年（据置5年以内）、運転15年（据置5年以内）	利子補給対象上限：中小事業1億円、国民生活事業3,000万円	
		○	○	○	○	○	○	○	○			<a href="#">小規模事業者経営改善資金「新型コロナウイルス対策マル経融資」（拡充）</a>	1,000万円（別枠） 設備10年（据置4年以内）、運転7年（据置3年以内）	利子補給対象上限：国民生活事業1,000万円	
			○	○	○	○	○	○	○			<a href="#">生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付</a>	6,000万円（別枠） 設備20年（据置5年以内）、運転15年（据置5年以内）	利子補給対象上限：国民生活事業3,000万円	日本政策金融公庫 福島支店 電話024-522-9241
			○	○	○	○	○	○	○	生活衛生関係で一定範囲内の規模		<a href="#">生活衛生改善貸付「新型コロナウイルス対策衛経（拡充）」</a>	1,000万円（別枠） 設備10年（据置4年以内）、運転7年（据置3年以内）	利子補給対象上限：国民生活事業1,000万円	
			○	○	○	○	○	○	○		10%以上減少	<a href="#">衛生環境激変対策特別貸付</a>	1,000万円（別枠） 運転7年（据置2年以内）		
		○	○	○	○	○	○	○	○	全国・全業種	15%以上減少	<a href="#">危機関連保証</a>	借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） 要件を満たせば <b>保証料・金利ゼロ</b> の対象		お近くの金融機関 福島県信用保証協会
	○	○	○	○	○	○	○	○	全都道府県	20%以上減少	<a href="#">セーフティネット4号（自然災害等）</a>	借入債務の100%を信用保証協会が保証 2.8億円（別枠） 要件を満たせば <b>保証料・金利ゼロ</b> の対象 <a href="#">県制度資金による加算あり</a>		お近くの金融機関 福島県信用保証協会	
	○	○	○	○	○	○	○	○	個人・中小事業者	5%以上減少	<a href="#">新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）</a>	3,000万円（別枠） 設備・運転10年（据置5年以内） 要件を満たせば <b>実質無利子・保証料ゼロ</b> （又は1/2）の対象		お近くの金融機関 福島県信用保証協会	
給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等										50%以上減少	<a href="#">持続化給付金</a>	法人200万円、個人事業者100万円（上限）		中小企業庁金融・給付相談窓口 0570-783183
協力金	県内に本所または支所のある法人及び個人事業主										-	<a href="#">福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</a>	福島県緊急事態措置に基づく要請に応じて休業等に協力いただいた事業者に最大30万円		「福島県休業協力金」の専用相談窓口 電話024-521-8575
助成金・支援金	新型コロナウイルスの影響により小学校等が臨時休業等した場合に、子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対して、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成する。											<a href="#">新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</a>	対象者：特別有給休暇を取得させた事業主 支給額：賃金相当額10/10 1日8,330円が上限 適用日：令和2年2月27日～6月30日		具体的な手続きは追って公表 0120-60-3999
	新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代に対し支援金を支給する。											<a href="#">新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金</a>	対象者：委託を受けて個人で仕事をする方 支給額：1日当たり4,100円（定額） 適用日：令和2年2月27日～6月30日		
	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。											<a href="#">雇用調整助成金</a>	対象者：事業主 対象：休業を実施した場合の休業手当相当額 助成率：中小企業2/3、大企業1/2 期間：令和2年1月24日～7月23日 ※1：緊急対応期間（令和2年4月1日～6月30日）の助成率は次のとおり 中小企業：4/5(9/10)、大企業：2/3(3/4)（ ）内は上乗せ条件を満たした場合 上限額：対象労働者1人1日当たり8,330円 ※2：9/10の助成を受けた中小企業に対して県の上乗せ助成を予定 ※3：4/8以降、一定の要件を満たした中小企業に対して10/10の助成まで拡充予定		各ハローワーク